



(有 添 付 物)
国海査第613号の2
平成28年3月9日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 澤山 健一 殿

国土交通省 海事局
検査測度課長 岩本 泉



船舶検査の方法の一部改正について（通知）

今般、別紙のとおり船舶検査の方法の一部を改正しましたのでお知らせいたします。



船舶検査の方法の一部改正について

平成 28 年 3 月
検査測度課

1 背景

平成 28 年 1 月 1 日に発効する SOLAS 条約附属書等の改正、業界要望を受けた検査内容の緩和及び検査の方法の合理化等に対応するため、船舶検査の方法について所要の改正を行います。詳細は次のとおりです。

2 改正の概要

1) 平成 28 年 1 月 1 日に発効する SOLAS 条約附属書等改正への対応

① 消防、防火設備関連

新たに備え付けられる以下の設備・構造の確認に係る検査の方法を新設

- a) 暴露甲板の上に積載されるコンテナ消火用の水噴霧ランス、移動式放水モニター
 - 設置確認及び効力試験を追加します。なお、製品検査について、型式承認試験基準を新たに策定して対応します。
- b) 油タンカー及び液体化学薬品ばら積船に備え付けられるイナート・ガス装置
 - イナート・ガス供給管系統の漏洩試験、各種バルブ、警報装置、自動停止装置等の作動試験を追加します。
- c) 36 人を超える旅客を運送する旅客船の防煙ダンパー
 - 自動閉鎖型防煙ダンパーの作動試験を追加します。なお、製品検査について、型式承認試験基準を新たに策定して対応します。

② 復原性関連

新たに油タンカー、液体化学薬品ばら積船及び液化ガスばら積船に備え付けられる復原性計算機の確認及び当該計算機の計算機能の確認に係る検査の方法を新設

- すでに規定されているバルクキャリアーの積付計算機に対して定められている精度確認検査と同様の検査の方法として追加します。

③ 海上試運転関連

操舵装置の確認に係る検査の方法の一部追加

- 海上試運転における満載航海喫水の確保が困難な場合の操舵試験について、MSC93 によって改正された代替の方法を検査の方法に取り入れます。

2) VDR の性能基準の一部改正への対応

性能基準が改正された VDR (航海情報記録装置) の整備方法及び整備実施体制の変更

- 新たに追加された「自動浮揚式記録媒体」の機能の一部に EPIRB の技術基準が適用されたことに伴って、整備の際に GMDSS サービスステーションに一部整備を委託することができるように変更します。

3) 検査内容の緩和

- 稼働時間の短い機関に対する解放検査省略について、対象機関を解放検査後 5,000 時間から 7000 時間に延長することについて平成 21 年より試行してきたところ、特に不具合が生じなかったことから、本格運用に移行します。
- 建造後 13 年未満の船舶に対する船体内部の一部の検査について、緩和を行います。
- 第 1 種中検査時に主機解放に代えて実施する海上試運転について、入渠前の運転データ及び保守整備記録の確認により、係留運転に代えることができることとします。